

回 答 書

21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に関して質問のあった件について、次のとおり回答します。

	質問事項	回答
1	<p>公募設置等指針1.事業の概要(7)</p> <p>収益活動の実施可能範囲ではありませんが、トライアルサウンディングの際、闘牛場前ではテントを張り、金銭の授受をしていましたが、今回もその場所でも可能でしょうか。</p> <p>不可能な場合は、何故出来ないのか理由をお願いします。</p>	<p>野外ステージ(闘牛場)前については、公募対象公園施設等の設置可能範囲及び収益活動の実施可能範囲の範囲外であるため、公募対象公園施設の設置許可として使用することは出来ません。</p> <p>当該箇所をイベント等で利活用する場合は、その都度、トライアル・サウンディングの際と同様に、名護市都市公園の設置及び管理に関する条例(平成17年12月22日条例第22号)第3条に基づく許可が必要となります。</p>
2	<p>参考資料1 公園平面図</p> <p>【凡例】にある園路(整備予定)の具体的な資料があるか</p> <p>幅員や仕上がり、工事期間や時期</p>	<p>園路の整備予定箇所については、参考資料1公園平面図にて緑の線で示しているとおりにしております。</p> <p>幅員については2,300mm、仕上げについては遮熱ゴムブロック及びコンクリート、工事期間については令和5年度から令和7年度までを予定しております。</p>
3	<p>公募設置等指針1.事業概要(3)2)⑤</p> <p>デジタルサイネージについて新規導入をしないとイケないのか</p>	<p>デジタルサイネージの新規導入については、任意提案となります。</p> <p>デジタルサイネージを導入する場合は、公募設置等指針P26③評価の基準「施設配置計画、動線計画」にて、評価いたします。</p>
4	<p>公募設置等指針2.公募対象公園施設等の設置等に係る事項(2)</p> <p>公募対象公園施設の地形変更(盛土、切土)は可能か</p>	<p>公募対象公園施設等の設置可能範囲において、整備計画の支障となり、地形変更(盛土、切土)が必要となる場合は、本市との協議が必要です。</p> <p>また、当該地形変更(盛土、切土)が、開発行為に該当する場合には、沖縄県との協議も必要になります。</p>

5	<p>公募設置等指針 3. 公募の実施に関する事項等(1)②サ</p> <p>名護市セキュリティ方針に合意、遵守についてどこまでのセキュリティ対策を施せばいいか、どのような資料を提出すれば遵守されたとなるのか詳細確認したいです。</p>	<p>名護市情報セキュリティ基本方針の第6条(情報セキュリティ対策)に準じた情報セキュリティ対策を講じる必要があります。</p> <p>提出資料については、誓約書(様式5)をご提出いただければ、当該方針に合意し、遵守できる体制であるものとみなされます。また、必要な情報セキュリティ対策が確保されていることの確認については、認定計画提出者と協議いたします。</p> <p>本市HPに当該方針を掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>(https://www.city.nago.okinawa.jp/municipal/2018071800151/)</p>
6	<p>現状の駐輪場の有無及び場所について</p>	<p>現在、21世紀の森公園内に駐輪場は整備されておりません。</p>
7	<p>公募設置指針 1 (3)</p> <p>「緑被率」には芝生のみでも参入されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
8	<p>公募設置指針 1 (3) 2) ⑤</p> <p>行政側で導入されるデジタルサイネージの仕様は決定されてますでしょうか？公開いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>現在、デジタルサイネージ導入に向けた検討段階であり、仕様については今後決定いたします。</p>
9	<p>公募設置指針 1 (4) ②</p> <p>既存のビーチハウスを改修し活用する場合、「参考資料 1 2 ビーチハウス及びBBQ広場管理運営業務仕様書」に記載されている事項以外の用途に関する制約はありませんでしょうか？</p> <p>例えば、ビーチハウスを飲食店、事務所、ショップとして利用することは問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業の公募設置等指針において、ビーチハウスは特定公園施設として位置付けております。例示されている飲食店やショップは公募対象公園施設に該当するため、ビーチハウスを公募対象公園施設として利用することは出来ません。</p> <p>なお、当該施設を事務所として利用することは問題ありません。</p>

10	<p>公募設置指針 2 (2)</p> <p>収益活動の実施可能範囲において、工作物を設置せずに実施できるキッチンカー出店やイベント等々を実施することは問題ありませんか？また、前述の事業は利用エリアが変動するものですが、使用料の取り扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>収益活動の実施可能範囲において、キッチンカー出店やイベント等を実施することは問題ございません。</p> <p>ただし、芝生を傷めないよう工夫した利用をお願いいたします。</p> <p>また、認定計画提出時に示した管理運営範囲以外を利活用する場合は、その都度、名護市都市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年12月22日条例第22号）第3条に基づく許可及び同条例第9条に基づく使用料の支払いが必要となります。</p>
11	<p>公募設置指針 2 (2)</p> <p>収益活動の実施可能範囲において、公募対象公園施設に設置する店舗等の利用者に向けた駐車場を整備することは可能でしょうか。あわせて、前述の利用者の公募対象公園施設に向けてのアプローチ道路を設けることは問題ありませんでしょうか？</p>	<p>駐車場は工作物に該当するため、収益活動の実施可能範囲に、駐車場を整備することはできません。</p> <p>収益活動の実施可能範囲に公募対象公園施設に向けたアプローチ道路を整備する場合は、本市との協議が必要です。</p>
12	<p>公募設置指針 2 (2)</p> <p>イベントドームを活用する際、事業者の費用負担にてテント幕の追加設置等を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>イベントドームにテント幕の追加設置等を行うことは可能です。</p> <p>ただし、台風等に留意した対策及び本市との協議が必要です。</p>
13	<p>公募設置指針 2 (2)</p> <p>「モニュメント（名称：とぼいんふえにてい〜）」の移設場所についてご想定はありますか。</p>	<p>公園利用者の利用の妨げとならない場所への移設を想定しております。</p> <p>整備計画の支障となり、移設が必要となる場合は、移設場所についても、ご提案ください。</p>
14	<p>公募設置指針 2 (4)</p> <p>公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の最低額について、条例による見直しを除いて、変更はされないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

15	<p>公募設置指針 2 (6) ①</p> <p>海浜施設の維持管理「潮や風などで砂が歩道まで上がってくるため、それを砂浜に戻す作業（適宜）」について、台風等の日常的でない原因によるものは対象外という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>誤 公募設置指針 2 (6) ① 正 公募設置指針 2 (7) ①</p> <p>台風等が原因による作業についても対象となります。</p> <p>また、通常の維持管理を超える作業については、名護市と協議いたします。</p>
16	<p>公募設置指針 (6) ①</p> <p>海浜施設の維持管理「出島、遊歩道などの軽微な補修」とは、具体的にどのような業務を想定されてますでしょうか。</p>	<p>誤 公募設置指針 2 (6) ① 正 公募設置指針 2 (7) ①</p> <p>具体的な業務の例として、台風等で打ちあがった砂の撤去や流された砂を戻す作業を想定しております。</p> <p>また、大規模改修等が必要な場合は、沖縄県及び名護市との協議が必要となります。</p>
17	<p>公募設置指針 2 (9)</p> <p>同頁の図において、基本協定締結から 2 年以内の工事着手が求められておりますが、着工が間に合わない場合でも、設計進捗や協議状況次第では、基本協定書の解除事項に即時該当するものではないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>2 年以内に工事着手がなされないことをもって直ちに基本協定書第 67 条第 1 項第 1 号の解除事項に該当するものではございませんが、合理的な理由がなく工事着手が遅延した場合は、当該解除事由に該当する可能性があります。</p> <p>なお、2 年以内に工事着手がなされない場合、認定公募設置等計画の有効期間について、2 年を超えた期間に相当する期間を短縮する可能性がありますのでご注意ください。</p>
18	<p>公募設置指針 3 (1) ②ウ</p> <p>「SPC（特定目的会社）を設立することが望ましい」とご記載ありますが、監査法人への委託は必須ではないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>法令により会計監査人の設置が義務づけられる場合を除き、監査法人への委託は必須ではございません。</p> <p>SPC（特定目的会社）に関する事項については、公募設置等予定者と協議いたします。</p>
19	<p>公募設置指針 3 一②</p> <p>応募申込時に提出する「（様式 4）共同事業体構成員調書」に記載する事業者は、応募者の資格ア～サ記載の要件を満たした構成員のみで足りると認識しております。</p> <p>代表企業または SPC にて所有する公募対象公園施設の賃借人は構成員に含まなくとも問題ないとの認識でお間違えないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

20	<p>公募設置指針 3 (3)</p> <p>リスク分担表において「修繕コスト」の負担者＝認定計画提出者とされていますが、対象となるうる施設の修繕計画等はございますでしょうか（公共施設総合管理計画等において）</p>	<p>名護市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）において、対象となる施設の修繕計画等はありません。</p> <p>施設の修繕が必要となる場合は、適宜対応しております。</p>
21	<p>基本協定書第10条2</p> <p>本事業に関する住民説明会は、行政主体で事業者側がサポートするものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
22	<p>基本協定書第30条</p> <p>「遅延に起因して甲が負担した増加費用又は損害を（乙が）負担する」とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。</p>	<p>現時点では、具体的に想定している事項はございませんが、特定公園施設の引渡しが遅延した場合において、当該遅延と相当因果関係のある増加費用又は損害が甲に発生した場合は、基本協定書第30条第2項に該当いたします。</p>
23	<p>基本協定書第55条</p> <p>「公募対象公園施設を第三者に使用させる場合」とは、契約締結後のテナント変更等も含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
24	<p>基本協定書第72条</p> <p>「解除に伴う損害賠償」とは、違約金としての賠償ではなく、本事業を遂行するにあたり支出した費用を賠償額と定めるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
25	<p>参考資料3 既設埋設管位置図</p> <p>上水道埋設管位置図において、国際交流会館付近、名護市中央公民館付近を図示されていますが、前述箇所から公募対象公園施設等に埋設管を引き込む必要があるのでしょうか。</p>	<p>公園内に埋設されている既存の水道管を活用（分岐）し、公募対象公園施設等に埋設管を引き込むことが可能です。若しくは、任意提案で本管から公募対象公園施設まで埋設管を引き込むことも可能ですが、両工法とも本市と協議が必要となります。</p>

26	<p>参考資料10 ビーチ監視業務仕様書</p> <p>同仕様書記載の「3業務履行期間」外においても、業務内容を遵守することを前提にマリンアクティビティ等の事業を実施しても問題ないと認識しておりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
27	<p>参考資料12 ビーチハウス及びBBQ広場管理運営業務仕様書</p> <p>「施設等の利用及び利用料徴収」について上限額の設定はございますか。シャワー利用料、プラン別のBBQ料金等の徴収を検討しております。</p>	<p>既存施設（シャワー等）を利活用する場合は、名護市都市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年12月22日条例第22号）第9条で定めている利用料を上限額といたします。</p> <p>事業者が新設した施設（シャワー等）を利活用する場合は、利用料の上限額は設定しておりません。</p> <p>また、BBQ広場利用の付加価値となるプラン別の料金についても、利用料の上限額は設定しておりません。</p> <p>なお、都市公園が一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であることを踏まえ、施設利用料金は、地域の実情や当該都市公園の特性等を踏まえた上で、社会通念上適正なものとして設定し、ご提案ください。</p> <p>施設の利用料については、公募設置等予定者と協議し、決定いたします。</p>
28	<p>参考資料1 公園平面図</p> <p>当該資料をCADデータでいただけますでしょうか。</p> <p>その他、PDFで共有いただいた図面のCADデータがあればあわせていただければ幸いです。</p>	<p>提供が可能な、参考資料1公園平面図のCADデータを提供いたします。</p>
29	<p>参考資料9 駐車場台数の整理</p> <p>公募対象公園施設利用者専用の駐車場を新設することは差し支えありませんでしょうか。また、新設する専用駐車場をゲート管理等を行い料金を徴収することも問題ございませんか。</p>	<p>特定公園施設ではなく、公募対象公園施設の付属施設として、整備するのであれば、公募対象公園施設利用者専用の駐車場を新設することは問題ございません。</p> <p>また、当該新設駐車場のゲート管理等を行い、料金徴収を行っても問題ございません。</p>

30	<p>公募設置等指針 1. (7) ② 及び参考資料 10</p> <p>ビーチ監視業務について 参考資料 10 (21 世紀の森ビーチ監視業務委託仕様書)</p> <p>ビーチは公共エリアであり遊泳は無料 (市民も含め来訪者誰でも自由に利用可能)との事から費用は名護市負担だと認識しておりますが、間違いはないでしょうか。</p> <p>また、クラゲネット及び監視台の購入に費用についても名護市負担だと認識しておりますが、間違いはないでしょうか。</p>	<p>海浜を利活用する場合は、ビーチ監視業務(参考資料10)を認定計画提出者の負担で行っていただきます。</p> <p>また、公募設置等指針 1. (7) ②に記載のとおり、クラゲネット及び監視台の設置維持管理費用(購入費用含む)についても認定計画提出者の負担で行っていただきます。</p>
31	<p>公募設置等指針 2. (1)</p> <p>公募対象公園施設の営業時間は公園の開閉時間(09:00~22:00)に準ずるとありますが、ビーチハウスに関しては市民、一般個人観光客以外に利用頻度アップ(活性化)のために一般団体、修学旅行等のさらなる利用拡大を考えております。しかしながら、団体(一般、修学旅行等)旅行日程がかつかつのため、09:00の開園ですとお客様のご要望にお応えする事ができない事から08:00営業開始(開園)がお客様目線、利便性向上に繋がると考えております。いかがでしょうか</p>	<p>現在、21世紀の森公園の利用時間(開閉含む)については、9:00~22:00となっております。</p> <p>公募対象公園施設の営業時間が、公園の利用時間(開閉含む)を超える場合は、本市と協議が必要となります。</p>
32	<p>参考資料 10 12 その他</p> <p>(2) クラゲネット、遊具の設置、片付け、倉庫への出し入れ、運搬及び台風時の引き上げは 受託者が行い、費用も受託者負担</p> <p>(3) ビーチの整地や清掃及び片付けにかかる重機や作業で使用する機械等も受託者で負担</p> <p>と記載されていますがクラゲネット、遊具の設置、片付けには時間と労力を有し、大きな費用が掛かります。</p> <p>また、設置、片付け以外にビーチの整地や清掃及び片付けにかかる重機等を作</p>	<p>誤 参考資料 10 12 その他 正 参考資料 10 13 その他</p> <p>(2) 及び (3) に係る費用については、認定計画提出者の負担で行っていただきます。</p> <p>台風等が原因による作業についても、認定計画提出者で行っていただきますが、通常の維持管理を超える作業については、本市と協議いたします。</p>

	<p>業で使用する機械等も弊社は所有しておらず、業者へ委託する事になり、委託費用が発生します</p> <p>特に、台風は自然のものでもあり襲来の頻度も想定できず、また最近の台風は大型化しており、直撃せずとも、設置、片付けビーチの整地や清掃及び片付け等作業は発生します</p> <p>参考資料としてご提供いただいている事もあり受託者負担ではなく、名護市負担でお願いしたいと考えますがいかがでしょうか</p>	
33	<p>公募設置等指針3.(3) 「不可抗力」</p> <p>認定計画提出者が自然災害等の不可抗力リスクを負うとありますが、台風などでビーチハウスや植栽が被災した際にその修繕を行う場合や、台風後のビーチ等の清掃が大掛かりな作業になる等についても、全て事業者負担となるのでしょうか。</p>	<p>台風等が原因による作業についても、認定計画提出者で行っていただきますが、通常の維持管理を超える作業については、本市と協議いたします。</p>
34	<p>基本協定書第62条</p> <p>「不可抗力による増加費用又は損害が発生した場合、乙の負担とする」とありますが、本事業の履行継続することが不可能又は著しく困難となった場合でも、乙の負担とするのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>不可抗力が発生した場合の対応については基本協定書第61条第2項に基づき協議を行いますが、乙に発生した増加費用又は損害については、条項のとおり乙の負担とします。</p>
35	<p>公募設置等指針4.(2)</p> <p>応募申込期間に記載のある「応募申込書類一覧」とは、23Pの1.だけを指すのでしょうか。その場合、2,3は公募設置等計画の受け付け時点の提出で良いのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
36	<p>公募設置等指針4.(5)③ 「管理運営全般」</p> <p>「イベント開催時における混雑、公園利用以外の無断駐車等、想定される課題に対する解決策が具体的に提案されているか」とありますが、公園駐車場の管理</p>	<p>21世紀の森公園駐車場の管理業務は、本事業の対象外となっております。</p> <p>本事業において、イベント等の実施をご提案される場合は、迷惑駐車等の想定される課題に対して具体的な対策をご提案ください。</p>

	は業務範囲内なのでしょうか。	
37	<p>公募設置等指針4.(5)③ 「価格提案」</p> <p>「価格提案」に「～収益還元の提案があるか」とありますが、収益についてはビーチハウスの改修以外に市に還元することが求められているのでしょうか。(具体的には公園の施設の改善を行う等)</p>	<p>公募対象公園施設から生ずる収益については、特定公園施設の整備・改修等及び公園の維持管理に還元していただきます。</p>
38	<p>公募設置等指針1.(5)②</p> <p>既存の水道管について、令和10年度をめどに全面改修工事とのことですが、公募対象公園施設や特定公園施設と関係する部分についての費用負担については名護市が行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>水道管の全面改修工事については、本市の負担で実施します。</p> <p>公募対象公園施設や特定公園施設に水道管を引き込む費用については、認定計画提出者の負担で行っていただきます。</p>
39	<p>公募設置等指針2.(5)①</p> <p>ビーチハウスの改修は具体的にはどのような内容を想定しているのでしょうか。</p>	<p>具体的には、衛生器具の取り替え、入口ピロティ部分の滑り止め等の改修を想定しております。</p>
40	<p>公募設置等指針2.(5)①</p> <p>ビーチハウスの移転は現在の機能・設備以上を満たしていれば可能でしょうか。</p>	<p>ビーチハウスの移設は、不可です。</p> <p>建て替える場合は、公募設置等計画の認定前に、本市及び沖縄総合事務局と協議する必要があります。</p>
41	<p>公募設置等指針2.(5)①</p> <p>「既存のBBQ広場を活用して公募対象公園施設を整備する場合、代替としてイベントドームへのBBQ広場を整備する」とありますが、具体的にどのような整備を期待しているのでしょうか。現状、コンク</p>	<p>具体的には、手洗い場等の新設を想定しております。</p>

	<p>リートで整備されており、椅子等備品の貸出等ができれば整備は不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	
42	<p>公募設置等指針 2. (7) ②</p> <p>特定公園施設の管理運営について、現状どのような管理運営をされているでしょうか。</p>	<p>ビーチハウス及びBBQ広場管理運営業務仕様書（参考資料 12）をご確認ください。</p>
43	<p>公募設置等指針 2. (2)</p> <p>モデル花壇の扱いについて、仮に当該地に公募対象公園施設を設置する場合、撤去すればよく、移設は不要で良いのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>撤去する場合は、公募設置等計画の認定前に、本市及び沖縄防衛局と協議する必要があります。</p>
44	<p>公募設置等指針 2. (3)</p> <p>特定公園施設の管理運営について、修繕コストのリスク分担がすべて認定計画提出者になっていますが 20 年間のうちに既に名護市で予定している修繕、その他何か想定されている必須修繕があるのかご教示いただけますでしょうか。また、認定計画提出者の責めに帰さない事由により毀損した場合（不可抗力や何者かにより毀損された場合等）のリスク分担については対応協議としてもらえないでしょうか。</p>	<p>誤 公募設置等指針 2. (3)</p> <p>正 公募設置等指針 3. (3)</p> <p>特定公園施設について、現在、本市で計画している修繕等はありません。修繕が必要となる場合は、適宜対応しております。</p> <p>台風等が原因による大規模修繕については、本市と協議いたします。</p> <p>また、認定計画提出者の責めに帰さない事由により毀損した場合（不可抗力や何者かにより毀損された場合等）のリスク分担については、公募設置等指針 3. (3) のとおりとしますが、不可抗力が発生した場合の対応の詳細については、基本協定書第 61 条第 2 項に基づき協議いたします。</p>
45	<p>公募設置等指針 4 (2)</p> <p>様式 4</p> <p>共同事業体構成員調書の「構成員」について、公募設置等指針 P5 (4) 事業範囲に記載の①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務②特定公園施設の設計業務③特定公園施設の建設業務④特定公園施設の管理運営業務を担う企業を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

46	<p>公募設置等指針4. (2) 様式14</p> <p>事業収支について、人件費等詳細を入れる必要があるのですがテナント賃料収入とまとめて記載しても大丈夫でしょうか。</p>	<p>テナント賃料収入は分けてご記載ください。</p>
47	<p>用語の定義「P-PFI」</p> <p>イメージ図の新制度に公的資金の投入が図示されていますが、本件においても一部に公的資金の投入があるとの理解でよろしいでしょうか。また、公的資金の投入がある場合、どの施設整備に対して行われるのでしょうか。</p>	<p>記載されるイメージ図は、本事業のイメージ図ではなく、Park-PFI制度のイメージ図です。</p> <p>本事業において、名護市として公的資金を投入する予定はございません。</p>
48	<p>公募設置等指針1. (4)</p> <p>工事期間中の占用料の負担は無いとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>公募設置等指針1. (5) ②に記載のとおり、工事中の使用料は免除です。</p>
49	<p>公募設置等指針1. (5) ①</p> <p>パターン1から3のうち、市としての優先順位があればお示し下さい。</p>	<p>本市としての優先順位はございません。</p>
50	<p>公募設置等指針2 (2)</p> <p>建築可能面積とは、建築面積ではなく建築が可能な敷地面積との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>建築可能面積とは、建築面積です。建築が可能な敷地面積は、公募対象公園施設等の設置可能範囲です。</p>
51	<p>公募設置等指針2 (5) ①</p> <p>「当該代替施設を特定公園施設とみなします」とありますが、既存のBBQ広場を利用して公募対象公園施設を整備する場合は、ビーチハウスの改修またはトイレの新設は免除されるのでしょうか、あるいは必須なのでしょうか。</p>	<p>公募設置等指針1. (5) ①のパターン3に該当するため、ビーチハウスの改修は必須ではございませんが、トイレの新設は必須となります。</p>

52	<p>公募設置等指針 2. (5) ②</p> <p>「特定公園施設の整備にあたっては、整備費用は全額事業者負担とします」とありますが、特定施設の整備費用は無償であり、事業者は公募対象公園施設（収益施設）の収益で回収するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
53	<p>公募設置等指針 2 (6)</p> <p>利便増進施設は、公募対象公園施設の敷地外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>利便増進施設は、公募設置等指針 2. (2) に図示している範囲となりますが、当該施設の設置可能範囲以外に利便増進施設を設置する場合は、本市との協議が必要です。</p>
54	<p>公募設置等指針 2 (7) ①</p> <p>「名護市に代わって認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を行ってください。」とありますが、名護市から対価は支払われず、公募対象公園施設（収益施設）の収益で回収するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
55	<p>公募設置等指針 2 (7) ①</p> <p>「事業提案いただいた範囲について、名護市に代わって認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を行ってください。」とありますが、パターン 1 は特定公園施設・便益施設（飲食店等）、パターン 2 は便益施設（飲食店等及び新設したトイレ）が対象でしょうか。</p>	<p>認定計画提出時に示した管理運営範囲が対象となります。</p>
56	<p>公募設置等指針 2 (8)</p> <p>飲食店等の便益施設だけではなく、パターン 2 で整備した新設のトイレも原状回復の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。また、特定公園施設であるビーチハウスは原状回復の対象外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>パターン 2 で整備した新設のトイレ及びビーチハウスは、特定公園施設として位置付けているため、整備後、本市へ無償譲渡し、認定計画提出者によって管理運営を行っていただきます。</p> <p>管理許可期間の満了時には、原則として、基本協定書第 38 条に第 1 項に基づき、経年劣化を除いて管理許可開始時を基準として、原状回復して本市へ引き渡してください。</p> <p>ただし、市が認めた場合に限り、同条第 2 項に基づき、別途本市が指示する状態で引き渡すことも可能です。</p>

		原状回復の範囲及び程度については、認定計画提出者と協議いたします。
57	<p>公募設置等指針2. (8)</p> <p>具体的にどのような状況まで回復すればよろしいのでしょうか。</p>	<p>管理許可期間の満了時には、原則として、基本協定書第38条に第1項に基づき、経年劣化を除いて管理許可開始時を基準として、原状回復して本市へ引き渡してください。</p> <p>ただし、市が認めた場合に限り、同条第2項に基づき、別途本市が指示する状態で引き渡すことも可能です。</p> <p>原状回復の範囲及び程度については、認定計画提出者と協議いたします。</p>
58	<p>公募設置等指針3. (3)</p> <p>名護市が調達する資金は本計画のどの部分にどのような目的で使用されるのでしょうか。</p>	<p>本事業において、名護市として公的資金を投入する予定はございません。</p>
59	<p>様式14 資金計画及び収支計画</p> <p>資金調達額に「市からの整備費の負担」とありますが、公募設置等指針には記載がありません。名護市の整備費の負担はあるのでしょうか、また仮にある場合はいくらなのでしょうか。</p>	<p>本事業では、本市からの整備費の負担はございませんので、「0」とご記載ください。</p>
60	<p>様式14 資金計画及び収支計画</p> <p>売上高に「特定公園施設の管理委託料収入」とありますが、公募設置等指針には記載がありません。名護市からの管理委託料はあるのでしょうか、また仮にある場合はいくらなのでしょうか。</p>	<p>本事業では、本市からの特定公園施設の管理委託料はございませんので、「0」とご記載ください。</p>
61	<p>様式14 資金計画及び収支計画</p> <p>収支計画は事業者が自ら事業を行う場合の項目が記載されていますが、事業者がテナントへ賃貸する場合は、収支計画の記載項目にとらわれずに賃貸事業としての項目を記載して提出してもよろ</p>	<p>問題ございません。</p>

	しいでしょうか。	
62	<p>公募設置等指針 1. (3) 2) ⑤</p> <p>⑤デジタル技術の導入並びにカーボンニュートラルへの貢献、b) カーボンニュートラルへの貢献に、施設への自然エネルギー等の導入を検討と御座いますが、「創エネ」のイメージでしょうか？</p>	<p>ご認識のと通りの想定をしておりますが、現在、検討中でございます。</p>
63	<p>公募設置等指針 1. (4)</p> <p>現在の「21 世紀の森公園」の管理運営面全般における、インフラや管理面における課題等ございましたら、ご教授頂けないでしょうか。</p>	<p>公募設置等指針 1. (5) ②に記載のとおり、既存の水道管の経年劣化が課題となっております。</p> <p>なお、令和10年度を目途に水道管の全面改修工事を予定しております。</p>
64	<p>公募設置等指針 2. (7)</p> <p>(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置、①公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項に、現在の周辺の園地に対する日常的な維持管理は、名護市が委託業務として発注と御座いますが、直近 5 年間の実績報告書等の内容をご教示頂けないでしょうか？</p>	<p>委託業務実績報告書等の提供については、名護市情報公開条例（平成13年12月20日条例第27号）第6条に基づく公開請求の手続きが必要となります。</p> <p>手続方法については、別途お問い合わせください。</p>
65	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>(3) リスク分担、共通、法制度、税制度、許認可の新設・変更ですが、事業者では予測できない為、市との協議を前提とした基本協定の記載もあり、リスクとして市にも●を付けることは可能でしょうか。（基本協定第 8 章第 61 条 2 項に、甲が乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令等の変更又は不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、本事業日程及び本協定</p>	<p>リスク項目「共通」の「法制度、税制度、許認可の新設・変更」について、本市にリスク分担が有る（●を付ける）とすることは出来ません。</p> <p>また、法令等の変更があった場合の対応の詳細については、基本協定書第61条第2項に基づき協議を行いますが、乙に発生した増加費用又は損害については公募設置等指針 3. (3) に記載のとおり、乙の負担とします。</p>

	の変更等並びに増加費用又は損害の負担その他必要となる事項について協議する。との記載が御座います。)	
66	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>3) リスク分担、共通、不可抗力には感染症による影響（例えば新型コロナウイルスなど）も考えられると想定しておりますが、事業者では予測できない為、市にも●を付けて頂き、協議とさせていただきますでしょうか？（基本協定第 8 章第 61 条 2 項に、甲が乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令等の変更又は不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、本事業日程及び本協定の変更等並びに増加費用又は損害の負担その他必要となる事項について協議する。との記載が御座います。)</p>	<p>リスク項目「共通」の「不可抗力」について、本市にリスク分担が有る（●を付ける）とすることは出来ません。</p> <p>また、法令等の変更があった場合の対応の詳細については、基本協定書第61条第2項に基づき協議を行いますが、乙に発生した増加費用又は損害については公募設置等指針 3. (3) に記載のとおり、乙の負担とします。</p>
67	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>3) リスク分担、特定公園施設の管理運営、修繕コスト、大規模な修繕には設備機器などの「更新」は含まれないと理解して良いでしょうか？</p>	<p>リスク項目「特定公園施設の管理運営」の「修繕コスト」のリスクの内容「大規模な修繕」について、設備機器の更新は含まれます。</p>
68	<p>公募設置等指針 4. (2) ⑤</p> <p>公募設置等計画等関係書類一覧（案）、2. 応募制限関連書類、(4) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書は応募申込日から 3 ヶ月以内の書類との理解で良いでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>各種証明書については、発行から 3 か月以内の書類をご提出ください。</p>
69	<p>公募設置等指針 4. (2) ⑤</p> <p>公募設置等計画等関係書類一覧（案）、2. 応募制限関連書類、(6) 事業報告書・事業計画書等は直近の書類との理解で良いでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

70	<p>公募設置等指針 2. (2)</p> <p>収益活動の実施可能範囲におけるグランピングテントの使用について、テントの種類に規制はあるか。(ベルテントの範囲か、ドーム型テントも可能なのか)</p>	<p>土地に定着するテントは、工作物に該当するため使用出来ません。</p> <p>テントを設置する場合は、芝生を傷めないよう工夫した利用をお願いいたします。</p>
71	<p>様式 13 公募設置等計画</p> <p>公募設置等計画の副本は、正本から会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる情報であると判断した場合、当該部分を抹消する。とあるが、抹消する趣旨はなにか。</p>	<p>公募設置等計画の副本は、選定委員会委員に配布する資料であり、公平な審査を行うための措置として、抹消することとしております。</p>
72	<p>公募設置等指針 1. (5) ①</p> <p>事業イメージにある専用トイレ (任意) の穴数や仕様の最低限の指定はありますでしょうか。</p>	<p>専用トイレ (任意) について、穴数や仕様の最低限の指定はございません。</p> <p>公募対象公園施設等の従業員数及び利用者数を考慮した穴数や仕様をご提案ください。</p>
73	<p>公募設置等指針 1. (5) ①</p> <p>ビーチハウスの改修において、仕様の最低限の指定はありますでしょうか。</p>	<p>衛生器具等の基数は、現状施設数を確保してください。</p> <p>本市としては、衛生器具の取り替え、入口ピロティ部分の滑り止め等の改修を想定していますが、利用者の利便増進に資するような改修をご提案ください。</p>
74	<p>公募設置等指針 1. (5) ①</p> <p>便益施設 (トイレ) に穴数や仕様の最低限の指定はありますでしょうか。</p>	<p>便益施設 (トイレ) について、穴数や仕様の最低限の指定はございません。</p> <p>公募対象公園施設等の従業員数及び利用者数を考慮した穴数や仕様をご提案ください。</p>
75	<p>公募設置等指針 1. (5) ①</p> <p>手洗い場に洗い場数や仕様の最低限の指定はありますでしょうか。</p>	<p>手洗い場について、仕様の最低限の指定はございません。</p> <p>洗い場数はイベントドームに 2 箇所水道が整備されているため、その水道を活用して 2 箇所以上手洗い場を整備することとしております。</p>

76	<p>公募設置等指針 1. (5) ②</p> <p>公募対象公園施設の飲食機能において、酒類の提供は可能でしょうか。</p>	<p>公募対象公園施設において、酒類の提供は可能です。</p>
77	<p>公募設置等指針 1. (5) ②</p> <p>任意提案の駐車場は、管理運営段階において、事業者による利用料徴収や利用制限は可能でしょうか。また、その収入を事業者の収入とすることは可能でしょうか</p>	<p>特定公園施設ではなく、公募対象公園施設の付属施設として整備するのであれば、公募対象公園施設利用者専用の駐車場として、利用料徴収や利用制限することは可能です。</p> <p>また、当該駐車場は公募対象公園施設としての収益となります。</p>
78	<p>公募設置等指針 1. (5) ②</p> <p>利便増進施設は、キックボード等のパーソナルモビリティの提案は可能でしょうか。</p>	<p>利便増進施設として、電動キックボード等及びレンタサイクルのシェアポートの設置提案は可能です。</p> <p>なお、電動キックボード等については、関係法令を遵守した管理運営を行っていただきます。</p> <p>また、利便増進施設の設置可能範囲以外に利便増進施設を設置する場合や、電動キックボード等走行可能範囲等については、本市との協議が必要です。</p>
79	<p>公募設置等指針 1. (5) ②</p> <p>水道管の全面改修工事までの期間は、既存の水道管を活用とありますが、水道管（給水）に関しては、新設引き込みや公園内新設はできないという事でしょうか。</p>	<p>公園内に埋設されている既存の水道管を活用（分岐）し、公募対象公園施設等に埋設管を引き込むことが可能です。若しくは、任意提案で本管から公募対象公園施設まで埋設管を引き込むことも可能ですが、両工法とも本市と協議が必要となります。</p>
80	<p>公募設置等指針 1. (5) ②</p> <p>新規にインフラ整備を行う場合、その整備する配管に対しての使用料等がありますでしょうか。</p>	<p>新規インフラ整備に係る配管設置に対する使用料等の徴収は予定しておりません。</p> <p>整備内容については、本市との協議が必要となります。</p>
81	<p>公募設置等指針 1. (5) ②</p> <p>公募対象公園施設と特定公園施設において、インフラ整備において、使える配管や整備内容、使用料等に違いはありますでしょうか。</p>	<p>インフラ整備について、公募対象公園施設と特定公園施設では違いはございません。</p> <p>整備内容等については、本市との協議が必要となります。</p>

82	<p>公募設置等指針 1. (6) ④</p> <p>公募対象公園施設の飲食機能において、酒類の提供は可能でしょうか。</p>	<p>公募対象公園施設において、酒類の提供は可能です。</p>
83	<p>公募設置等指針 2. (2)</p> <p>イベントドームの図面等の資料の提供は可能でしょうか。</p>	<p>提供が可能な、イベントドームの図面 (PDFデータ) については、別途提供いたします。</p>
84	<p>公募設置等指針 2. (2)</p> <p>利便増進施設の設置は、図に示す、オレンジやピンク等の公募対象公園施設や収益活動の可能範囲にも設置可能でしょうか。</p>	<p>利便増進施設の設置可能範囲はオレンジ色・ピンク色・水色の着色範囲となっております。</p> <p>ただし、ピンク色の着色範囲である収益活動の実施可能範囲については、看板・広告塔以外の工作物の設置は禁止です。</p> <p>また、利便増進施設の設置可能範囲以外に利便増進施設を設置する場合は、本市との協議が必要です。</p>
85	<p>公募設置等指針 2. (2)</p> <p>BBQ の代替施設として、イベントドームを利用する場合、BBQ 以外のイベント等の利活用を提案することは可能でしょうか。</p>	<p>公募設置等指針 2. (2) に記載のとおり、BBQ 広場の代替施設以外として、利活用することも可能です。</p> <p>ただし、運用については、本市との協議が必要です。</p>
86	<p>公募設置等指針 2. (5) ①</p> <p>特定公園施設として、指定以外の施設を提案した場合も、事業者が管理運営を行うということでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
87	<p>公募設置等指針 2. (5) ①</p> <p>『手洗い場は、イベントドームに 2 箇所水道が整備されているため、その水道を活用して 2 箇所以上手洗い場を整備する』とありますが、既存の 2 箇所に追加して、新規で 2 箇所以上整備するということでしょうか。</p>	<p>公募設置等指針 2. (5) ① に記載のとおり、イベントドームに 2 箇所水道が整備されているため、その水道を活用して 2 箇所以上手洗い場を整備することとしております。</p>

88	<p>公募設置等指針 3. (1) ②</p> <p>公募設置等予定者に選定後、応募申込時の構成法人の変更を行う事は可能でしょうか。</p>	<p>代表法人及び構成法人の変更は原則として認められません。</p> <p>ただし、やむを得ない事由があると市が認めた場合において、業務遂行上支障がないと市が判断した場合には、構成法人については変更を認めることがあります。</p>
89	<p>公募設置等指針 3. (2)</p> <p>対象事業区域の地盤高さや高低差などが分かる資料はありますか。</p>	<p>対象事業区域の地盤高さや高低差などが分かる資料については、提供することが出来ません。</p>
90	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>法制度等の新設・変更に関するリスク分担は、市にもあると考えられますがいかがでしょうか。</p>	<p>リスク項目「共通」の「法制度、税制度、許認可の新設・変更」について、本市にリスク分担が有るとすることは出来ません。</p>
91	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>不可抗力に関するリスク分担は、市にもあると考えられますがいかがでしょうか。</p>	<p>リスク項目「共通」の「不可抗力」について、本市にリスク分担が有るとすることは出来ません。</p>
92	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>用地に関するリスク分担は、市にもあると考えられますがいかがでしょうか。</p>	<p>リスク項目「共通」の「用地」について、本市にリスク分担が有るとすることは出来ません。</p>
93	<p>公募設置等指針 3. (3)</p> <p>工事費の変動に関するリスク分担は、社会情勢の急激な変化による場合などは、事業内容の変更含め協議できますでしょうか。</p>	<p>リスク項目「共通」の「工事費の変動」のリスクの内容「上記以外の事由による工事費の変動」について、本市にリスク分担が有るとすることは出来ませんが、基本協定第85条等に基づき協議を行うことは可能です。</p>

94	<p>公募設置等指針3.(3)</p> <p>公募対象公園施設の管理・運営費の増大に関して、昨今のエネルギー費の高騰などを鑑みて、社会情勢の急激な変化による場合などは、事業内容の変更含め協議できますでしょうか。</p>	<p>リスク項目「公募対象公園施設の管理運営」の「管理・運営費の増大」のリスクの内容「本市の事由以外の要因による管理・運営費の増大」について、本市にリスク分担が有るとすることは出来ませんが、基本協定第85条等により協議を行うことは可能です。</p>
95	<p>公募設置等指針3.(3)</p> <p>特定公園施設の管理・運営費の増大に関して、昨今のエネルギー費の高騰などを鑑みて、社会情勢の急激な変化による場合などは、事業内容の変更含め協議できますでしょうか。</p>	<p>リスク項目「特定公園施設の管理運営」の「物価変動、需要変動、管理・運営費の増大」のリスクの内容「本市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大」について、本市にリスク分担が有るとすることは出来ませんが、基本協定第85条等により協議を行うことは可能です。</p>
96	<p>公募設置等指針4.(1)</p> <p>公募設置等予定者に選定後の日程ですが、基本協定、公募設置等計画の認定、実施協定のスケジュール等は協議可能でしょうか。</p>	<p>公募設置等予定者の選定後のスケジュールについては、公募設置等予定者並びに認定計画提出者と協議いたします。</p> <p>なお、公募設置等指針2.(3)に記載のとおり、基本協定締結から工事着手(令和6年4月以降を想定)までの期限は2年以内とし、また、令和7年度中での供用開始を予定しておりますので、ご注意ください。</p>
97	<p>公募設置等指針4.(9)①</p> <p>公募対象公園施設の計画において、建築の敷地設定の考え方(公園全体を一敷地とする等)はありますでしょうか。また、法規制に関して、事前相談を市役所等に行うことは可能でしょうか。</p>	<p>建築の敷地設定の考え方について、公園全体を一敷地とします。</p> <p>法規制に関して、本市等に事前相談を行うことは問題ございません。</p>
98	<p>公園内に喫煙所の設置は可能か？</p>	<p>公園内は全面禁煙ではないため、認定計画提出時に示した管理運営範囲内に関係法令を遵守した喫煙所を設置することは可能です。</p> <p>また、法制度等の改正により、公園内が全面禁煙となる可能性があることをご留意ください。</p>
99	<p>モデル花壇エリアに飲食店を作った場合も営業時間は～22:00までか？</p>	<p>現在、21世紀の森公園の利用時間(開閉含む)については、9:00～22:00となっております。</p> <p>公募対象公園施設の営業時間が、公園の利用時間(開閉含む)を超える場合は、本市と協議が必要となります。</p>

100	BBQエリアを移動した際は、最大収容人数がスペース的に減少するが、問題ないか？	公募設置等指針2.(5)に記載のとおり、既存BBQ エリアよりも1区画の大きさを減らして、最低10区画確保できるようにしてください。
101	既存BBQエリアに飲食店を設置した場合、お酒の提供は問題ないか？	公募対象公園施設において、酒類の提供は可能です。
102	公園内にスタッフ専用駐車スペースを設けることは可能か？	特定公園施設ではなく、公募対象公園施設の付属施設として整備するのであれば、スタッフ専用駐車場を整備することは可能です。
103	公園内の電気配線図・水道配管図は提供可能か？	公園内の電気配線図・水道配管図については、提供することが出来ません。
104	幹線道路沿いに看板設置は可能か？また設置する際の賃料等はどうか計算したらよいか？	利便増進施設の設置可能範囲以外に利便増進施設を設置する場合は、本市との協議が必要です。また、賃料については、利便増進施設を設置する場合の占用料を準用する予定です。
105	モデル花壇の設計図面もしくは施工図面はあるか？	モデル花壇の設計図面及び施工図面については、提供することが出来ません。

106	臨時駐車場をイベント等で使用する際は、どこに申請したらよいか？現況駐車場は使用に関して制限があるか？	<p>駐車場台数の整理（参考資料9）の名護漁港臨時駐車場を使用する場合は、名護漁業協同組合に申請が必要です。</p> <p>市民会館駐車場については、市民会館にてイベントが開催される場合は、駐車を制限いたします。</p> <p>現況駐車場については、既存公園施設利用者との共有駐車場として使用してください。</p>
-----	--	---